

鳥取県手話言語条例制定 10 周年記念 第 10 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園

本大会審査実施要領

1 概要

- (1) 日程 令和5年9月24日(日)
(2) 場所 どりぎん文化会館 梨花ホール(鳥取県鳥取市)

2 審査員

審査員は、ろう者4名及びきこえる人4名の計8名とし、このうち1名を審査員長とする。

3 審査方法

5の採点方法に基づき各審査員が各チームの演技を審査、採点し、その合計を各チームの審査得点とする。

4 演技時間等

- (1) 演技時間は、3分以上8分以内とする。
(2) 演技は、司会者が「どうぞ」と演技開始の声掛けを行った後のライト点灯時から開始し、生徒の「ありがとうございます」との手話表現をもって終了する。
(3) 各チームの演技時間の実績は、主催者が計測した時間とする。なお、演技時間の開始及び終了のタイミングは、
(2)に基づき(不明確な場合も含め)主催者が判断することとする。
(4) 舞台上に演技時間の経過を示すライト(4色カラー)を設置する。カラー表示は以下のとおりとする。

・演技開始 3分まで	→ 白
・3分及び6分経過(演技時間下限到達及び残り2分前)	→ 青
・7分30秒経過(残り30秒前)	→ 黄
・8分超過(演技時間上限超過)	→ 赤

- (5) 演技の準備時間は、概ね1分以内とする。
(6) 演技は舞台上の定められたエリア内で行うこと。また、演技者である生徒以外が舞台に立つことは認められない。
なお、障がい等により、演技を行う際に補助が必要な場合は、舞台の下や袖から補助動作を行うことは認める。
(合図を出す、リズムを示す、音声通訳を行う等)

5 採点方法

- (1) 各審査員が、次の表に掲げる審査項目を担当項目別に採点する。

大項目	小項目	5段階で審査	配点	ろう者	きこえる人	1チーム当たりの点数
手話言語の正確性・伝わりやすさ	手話言語が正しく表現されているか	1 2 3 4 5	5点	5点	—	10点
	表現したいテーマにあつた手話が使われているか	1 2 3 4 5	5点	5点	—	
	顔の表情や身体全体も使って、演者が伝えたい内容が誰にでも伝わるものになっているか	1 2 3 4 5	10点(5点×2)	10点	10点	
演出力・パフォーマンス度	観客を魅了するパフォーマンスとなっているか	1 2 3 4 5	10点(5点×2)	10点	10点	
	構成や演出が良く工夫されているか	1 2 3 4 5	10点(5点×2)	10点	10点	
	オリジナリティーにあふれているか	1 2 3 4 5	5点	5点	5点	
	高校生らしいひたむきさが感じられるか	1 2 3 4 5	5点	5点	5点	
審査員一人当たりの採点				50点満点	40点満点	
審査員の数				4名	4名	
合計				200点満点	160点満点	360点満点

※5段階審査基準 5:非常に優れている 4:優れている 3:普通 2:劣っている 1:非常に劣っている

※審査方法:ステージ演技による審査を行い、手話言語の正確性・伝わりやすさと演出力・パフォーマンス度の観点から採点し、各受賞校を決定する。

(2) 演技等が次に該当する場合は、当該各号に記載のとおり失格又は審査得点から減点とすることとし、審査員の協議（減点の点数の定めがないものは、その点数も含む。）により決定する。なお、協議の結果、意見がまとまらない場合は、審査員長が決定する。

項目	内 容
差別的表現、わいせつ表現、特定の個人・団体の誹謗中傷、その他公序良俗に反する内容が含まれる場合	失格
第三者の権利を著しく侵害する内容が含まれる場合	失格
演技者である生徒以外の者が舞台上に立ち入り、演技又は演技の補助を行った場合	20点減点
定められた演技時間の上限を超過した場合 (例：8分を超える場合 △10点、8分30秒を超える場合 △20点)	超過30秒ごとに 10点減点
定められた演技時間の下限（3分）に達しなかった場合	10点減点
演技上のセリフや手話言語に対応した字幕の表示が不十分な場合	10点減点
その他、定められたルールに反した場合※	5点減点
その他、不適切と認められる演技又は行為	失格又は減点

※「その他、定められたルールに反した場合」とは、以下のとおりとする。

ただし、その違反の程度が軽微で、特に審査等に影響がないと判断される場合は除く。

- ・1分を超えて準備に時間を要した場合。
- ・スクリーンに表示する内容に動画を使用した場合。
- ・舞台上の定められたエリア以外で演技を続けた場合。
- ・演技終了の合図（「ありがとうございました」の手話表現）を全く行わず、演技を終了させた場合。

6 表彰チームの決定方法等

- (1) 優勝、準優勝及び3位は、審査得点の順により決定する。
- (2) 審査得点が同点となり、順位を審査得点で決められない場合は、以下のとおり順位を決定する。
 - ア 「手話言語の正確性・伝わりやすさ」の審査項目の高いチームを上位チームとする。
 - イ アが同点の場合は、審査員の多数決で上位チームを決定する。
 - ウ イが同点の場合は、審査員長が順位を決定する。
- (3) 審査員特別賞は、審査員で協議の上、審査員長が決定する。
- (4) 全日本ろうあ連盟賞は、全日本ろうあ連盟が決定する。
- (5) 日本財団賞は、日本財団が決定する。
- (6) 鳥取県聴覚障害者協会賞は、鳥取県聴覚障害者協会が決定する。
- (7) その他、上記受賞チーム以外の全ての本大会出場チームに手話パフォーマンス奨励賞を授与する。

7 結果通知及び公表

- (1) 大会終了後、各チームに対し、審査得点、順位及び審査員評（審査員名は非公開）を送付する。
- (2) 本大会出場チームについて、チーム名及び審査得点（優勝、準優勝及び3位に限る。）を、大会公式ホームページに掲載する。